

## 農地中間管理機構に農地を売却した場合の譲渡所得控除等の証明用書類の発行について（令和7年度に証明用書類を申請する場合の手続）

農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構（(公社) あおもり農業支援センター）に農地を売った場合、譲渡所得（農地所有適格法人の場合は所得）を最大800万円まで控除可能です。

控除の適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、次の1の（1）及び（2）の書類の添付が必要です。

### 1 必要な書類

（1）市町村が発行する、当該土地が農用区域内である旨を証する書類

（2）次のいずれかの書類

ア 登記事項証明書（農用地利用集積等促進計画による売買である旨が記載されているもの）※売渡しの登記が終わったかどうかは手続を行った市町村窓口で確認可能。

イ 県※（又は一部の市町村）が発行する、当該土地を農用地利用集積等促進計画により売渡した旨とその公告年月日を証する書類

※次の市町村においては、市町村が書類を発行します

【東青地域】今別町 【中南地域】黒石市、西目屋村

【三八地域】三戸町、五戸町、田子町、階上町

【西北地域】五所川原市、つがる市、深浦町、板柳町

【上北地域】東北町、おいらせ町 【下北地域】むつ市

（上記以外については、県が書類を発行します。）

### 2 申請方法等

（1）1の（1）の市町村が発行する書類については、市町村にお問い合わせください。（手数料についてもお問い合わせください。）

（2）登記事項証明書の法務局への交付申請手続は3のとおり。

（3）1の（2）のイの県が発行する書類の交付手続は次の4のとおり。

### 3 登記事項証明書の交付について

- 正しい地番を確認の上、県内6か所の法務局窓口で交付を受けてください。（管轄に関係なく、最寄りの窓口で登記事項証明書の交付が可能です）
- 原則として一筆当たり600円の手数料が必要です。（ただし1通の枚数が50枚を超える場合は、50枚毎に100円が加算されます。）
- インターネットでの申込方法についてはインターネットで検索願います。

#### 【法務局の窓口】

○本局	青森市長島一丁目3番5号 青森第二合同庁舎5階 電話：017-774-2542
○弘前支局	弘前市大字早稲田三丁目1番地1 電話：0172-27-8837
○八戸支局	八戸市根城九丁目13番9号 八戸合同庁舎2階 電話：0178-22-6017
○五所川原支局	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10 電話：0173-33-4048
○十和田支局	十和田市西二番町14番12号 十和田奥入瀬合同庁舎4階 電話：0176-25-6476
○むつ支局	むつ市金谷二丁目6番15号 下北合同庁舎2階 電話：0175-23-4357

- 法務局で使用する「登記事項証明書 登記簿謄本・抄本交付請求書」においては、「登記事項証明書・謄本」のみをチェックし、「ただし、現に効力を有する部分のみ」は空欄としてください。

【登記事項証明書 登記簿謄本・抄本交付請求書の抜すい】

※ 該当事項の□に✓印をつけ、所要事項を記載してください。

登記事項証明書・謄本（土地・建物）  
 専有部分の登記事項証明書・抄本（マンション名\_\_\_\_\_）

**空欄** →  ただし、現に効力を有する部分のみ（抹消された抵当権などを省略）

一部事項証明書・抄本（次の項目も記載してください。）  
 共有者\_\_\_\_\_に関する部分

所有者事項証明書（所有者・共有者の住所・氏名・持分のみ）  
 所有者 \_\_\_\_\_  共有者\_\_\_\_\_

コンピュータ化に伴う閉鎖登記簿

合筆、滅失などによる閉鎖登記簿・記録（昭和\_\_\_\_年\_\_月\_\_日閉鎖）

4 県が発行する書類の申請手続

- (1) 様式第16号（譲渡所得(所得)の特別控除に係る土地等についての証明願)を2部作成し、そのうち1部は上部に青森県証紙750円分（収入印紙ではありません）を貼付してください。また、誤記があった場合に加字削字での対応を希望する方は、2部それぞれに上部に捨印を押印してください。（青森県証紙にはかからないよう押印してください。）

※1 加字削字による修正は、税務署によっては受付しない可能性もあるため、誤記のないよう記載してください。

※2 記載内容の事前確認を希望する方は、あらかじめ青森県構造政策課農地活用促進グループに電話（017-734-9462）し、氏名（フルネーム）、居住地町村、日中連絡可能な電話番号を連絡していただいた上で、

FAX（017-834-8136 青森県構造政策課農地活用促進グループあて）又は  
 電子メール（nouchikatsuyou@pref.aomori.lg.jp）により原稿を送信願います。

※3 様式は県ホームページからダウンロードできます。

（青森県ホームページ → トップページ上部の「部署別」を選択 → 「農林水産部」を選択 → 「構造政策課」を選択 → 農地中間管理機構に農地を売り渡した場合の税制優遇について）

- (2) (1) で作成した証明願2通に、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒（110円切手を貼付）を同封し、青森県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループに郵送してください。（〒030-8570 青森市長島1-1-1 電話017-734-9462）

なお、書類を直接受け取る場合は、返信用封筒及び切手の同封は不要です。

- (3) 県では、証明願を受理してから2週間程度で郵送します。

（直接受け取る場合には、2週間程度で交付可能。準備出来次第連絡します。）

お問い合わせ先

○県が発行する書類 青森県農林水産部構造政策課 農地活用促進グループ

電話017-734-9462

○市町村が発行する書類 市町村にお問い合わせください。

○青森県証紙の販売先：ホームページで「青森県証紙」で検索。又は、青森県農林水産部構造政策課 農地活用促進グループ（017-734-9462）にお電話ください。

<記載例>

1部は上部に県証紙（750円分）を貼付し、  
県証紙に重ならないよう捨印を押印する

もう1部は上部に捨印を押印する。

県証紙 県証紙 県証紙

(様式第16号)

青森

譲渡所得（所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

令和 年 月 日

青森県知事 宮下宗一郎 殿

(様式第16号)

青森

譲渡所得（所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

令和 年 月 日

青森県知事 宮下宗一郎 殿

(様式第16号)

**記載例**

譲渡所得（所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

令和 6年10月31日

青森県知事 宮下宗一郎 殿

住所（事務所） 青森市長島1-1-1  
氏名（名称） 青森 太郎  
(代表者)  
電話番号 017-722-xxxx

二枚目に農用地利用集積等促進計画の写し（イメージは次ページ）※を添付し、ホチキスで2箇所どめする。

← 押印不要

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項）の規定による土地等を譲渡した場合の譲渡所得（所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡したものであることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積等促進計画の公告の年月日	備考
別紙のとおり			m <sup>2</sup>		

※記載例では、農用地利用集積等促進計画の写しを添付していますが、  
直接、この欄に土地の情報を記載してもかまいません。（誤記に注意）

※上表において、「土地等の所在」欄に「別紙のとおり」と記載し、農用地利用集積等促進計画の写しを添付することも可能

(注) 当該土地等の所有権移転が農業経営基盤強化促進法第7条第1項第2号に規定する事業に係るものである場合は、信託財産である旨並びに当該信託に係る受託者（農地中間管理機構）の住所及び名称を備考欄に記載するものとし、当該土地等の権利移転が農用地利用集積等促進計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある登記事項証明書を確定申告書等に添付すること。

第 号 空欄

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日 空欄

青森県知事 宮下 宗一郎

農用地利用集積等促進計画の写しのイメージ（促進計画の認可後、農地を売った方に農業委員会（又は市町村農林担当課）から送付されますので、紛失しないよう保管してください）

農用地利用集積等促進計画（一括方式）																			
1. 各 董 明 細		区分		(氏名又は名称)		甲種印		丙種印											
整 理 番 号	農地中間管理機構に所有権の移転を受ける者(甲)	青森 太郎	青森市長島1-1-1		青森市長島1-1-1														
	農地中間管理機構(乙)	公益社団法人あおりの農業支援センター 理事長 〇〇 〇〇	青森市新町二丁目4番1号		青森市新町二丁目4番1号														
	農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者(丙)		[Redacted]		[Redacted]														
所有権を移転する土地 (A)																			
所在地	地番	地目	面積	所有権の有無	利用目的	所有権の移転時期	対価	対価の相手方	対価の支払方法	引渡の時期	対価の支払期限	引渡の時期	対価の支払方法	対価の支払期限	住所	氏名又は名称	種類	備考	
青森市 長島 以下余白	2 田	田	2,998.00㎡	所	田	公付日	100,000円	青森太郎	口座振込	対価の支払日	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	口座振込	100,000円					
この計画に同意する。																			
1 農地中間管理機構に所有権の移転を受ける者(甲)																			
住所 青森市長島1-1-1																			
氏名 青森太郎																			
2 農地中間管理機構(乙)																			
住所 青森市新町二丁目4番1号																			
氏名 公益社団法人あおりの農業支援センター 理事長 〇〇 〇〇																			
3 農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者(丙)																			
住所 [Redacted]																			
氏名 [Redacted]																			

青森県

令和6 10 28

公告

(記載注意) (1) この各董明細は、所有権の移転の当事者ごとに別表とする。  
(2) (A)欄は、市町村別に記載する。  
(3) (A)欄の面積は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合及び土地登記簿の面積がない場合には、実面積を( )書きで記載する。  
(4) (A)欄の「所有権の有無」は、登記簿の表題部に所有権の記載がある場合には(有)と、所有権の登記がある場合には(有)と、未登記の場合には(未)と記載する。  
(5) (B)欄の「内容(土地の利用目的)」は、当該土地の利用目的(例えば、水田として利用、新開地として利用、農用地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。  
(6) (B)欄の「対価」は当該土地の移転の対価(立木等の額を除く)とし、その合計額、なお、この場合には種考欄にその種類、数量等を記載することができる。  
(7) (B)欄の「対価の支払方法」は、当該土地が共有地の場合には、特定の者(代表者)を記載することができる。  
(8) (B)欄は、中引の取得証を有する者がいないときは記入を要しない(他当権者の記入は不要)。  
(9) (C)欄は、中引の取得証を有する者がいないときは記入を要しない(他当権者の記入は不要)。  
(10) (C)欄は、所有権以外の権利に関する事項(他当権等)の移転等があるときはその旨を( )書きで記載する。  
① 登記簿に、所有権以外の権利に関する事項(他当権等)の移転等があるときはその旨を( )書きで記載する。  
② 対価分割払いの方法により支払の場合には、支払期日ごとの支払金額